

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

香芝市長 三 橋 和 史

## 香芝市規則第 2 3 号

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則（平成 2 8 年規則第 3  
6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「できる」を「できるものとする」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（使用料の免除）

第 6 条 条例第 6 条の公益上その他特別の理由があると認めるときとは、次の  
各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 香芝市コミュニティバス優待乗車証交付事業実施要綱（令和 7 年告示第  
4 2 号）第 1 条に規定する優待乗車証（同要綱第 4 条に規定する有効期間  
内のものに限る。以下この号において同じ。）の交付を受けている者が当  
該優待乗車証を提示したとき。
- (2) 香芝市の市長及び副市長並びに香芝市の職員（地方公務員法（昭和 2 5  
年法律第 2 6 1 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員をいう。）並び  
に教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法  
律第 1 6 2 号）第 2 条の教育委員会をいう。）の教育長及び委員並びに校  
長、教頭その他の教育関係職員が公務のために乗車するとき。
- (3) 「障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（通知  
）」（平成 3 1 年 2 月 1 5 日障発 0 2 1 5 第 6 号厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長通知）別紙に示された第 1 種身体障害者、第 1 種知的障  
害者又は第 1 種精神障害者（以下この号において「障害者等」という。）  
が介助者を伴って乗車する際に、障害者等の身分を示すもの（第 1 種身体  
障害者にあつては身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5  
条に規定する身体障害者手帳を、第 1 種知的障害者にあつては療育手帳制  
度要綱（「療育手帳制度について」（昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生省発児第  
1 5 6 号厚生事務次官通知）別紙）に定める療育手帳を、第 1 種精神障害  
者にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律  
第 1 2 3 号）第 4 5 条に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。）を提  
示したとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項各号に該当するときは、使用料の全部を免除するものとする。

別表中「旭ヶ丘東」を「旭ヶ丘東 旭ヶ丘小学校・香芝市子ども図書館前」に改める。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。